［十七～二十六　略］

［5～13　略］

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十七条　次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第五条の七第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

［一～四　略］

［号を削る。］

２　銀行法第二十一条第四項及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、同項の電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（信用協同組合代理業の許可の審査）

第八十三条　金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があった場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一～三　略］

四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ　精神の機能の障害により信用協同組合代理業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

［ハ～チ　略］

五　申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

［イ・ロ　略］

安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業

［十七～二十六　同上］

［5～13　同上］

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十七条　［同上］

［一～四　同上］

２　銀行法第二十一条第四項

五　銀行法第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（信用協同組合代理業の許可の審査）

第八十三条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ　破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

［ハ～チ　同上］

五　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　役員のうちに精神の機能の障害のため信用協同組合代理業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のある者

ニ　役員のうちに前号ロからチまでのいずれかに該当する者のある者

［六・七　略］

（届出事項）

第百十一条　法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十一　略］

十二　信用協同組合等又はその子会社が国内の子会社対象会社（当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては、業務高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（当該子会社対象会社を子会社とすることについて認可を受けている場合並びに第八号及び第十四号に該当する場合を除く。）

十三　信用協同組合等又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合（第十五号に該当する場合を除く。）

十四　第五十四条に規定する子法人等又は第六十四条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十六号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第四条の四第三項の規定による認可に伴い信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する業務高度化等会社である場合を除く。）

［十五～二十五の二　略］

［2～8　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［号の細分を加える。］

ハ　役員のうちに前号イからチまでのいずれかに該当する者のある者

［六・七　同上］

（届出事項）

第百十一条　［同上］

［一～十一　同上］

十二　信用協同組合等又はその子会社が国内の子会社対象会社（当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては、業務高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十三　信用協同組合等又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

十四　第五十四条に規定する子法人等又は第六十四条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十六号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

［十五～二十五の二　同上］

［2～8　同上］